

令和5年4月10日

保護者の皆様

北海道手稲養護学校長 鎌田 典子

教育活動における個人情報の取り扱いについて(お願い)

時下、保護者の皆様には、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。平素より本校の教育に深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では「北海道個人情報保護条例」や「個人情報保護法」に基づき慎重に誠意をもって、本校の教育活動をWebサイトや学校だより等で保護者の皆様はじめ地域、関係機関等に広く紹介しています(裏面または手稲養護学校ホームページガイドライン参照)。

また、子ども総合医療・療育センターはもとより、関係機関(学校、事業所、進路関係)と学習活動や健康面の情報の交換をしています。

つきましては、本校の学習活動にご理解いただき、お子様の個人情報^(注1)の取り扱いに、下の承諾書にてご承諾願います。お手数ですが、ご記入後、担任にご提出ください。

(注1) 個人情報とは「名前、電話番号、顔の画像、音声データ等、完全に個人を特定できるもの」

※提出後変更がある際は担任までお知らせ下さい。

..... きりとり

令和 年 月 日

北海道手稲養護学校長 鎌田 典子 様

承 諾 書

下記項目の ☒ のとおり承諾いたします。

1 手稲養護学校Webページや学校だより、PTAだよりなど

☐ 承諾

☐ 承諾しない

2 学級だよりなど

☐ 承諾

☐ 承諾しない

3 関係機関(学校、事業所、進路関係)との情報の交換

☐ 承諾(必要に応じ 担任-保護者で確認)

☐ 条件付きで承諾(以下に記入)

要望・承諾の条件等 _____

幼稚部・小学部・中学部・高等部・訪問教育学級 _____ 年 _____ 組

幼児児童生徒 氏名 _____

保 護 者 氏名 _____

(保護者→担任保管→入力)

【目的】

1 本校に入学を希望する幼児児童生徒(以下生徒)やその保護者、教育関係者、在校生とその保護者、卒業生等に広報としての役割をもった情報発信をおこなう。

(1) 学校案内・説明会資料として公開されてきたものを基本とし、学校情報の概要を公開するようにする。

(2) 本校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践・活動内容等を公開する。

【作成内容】

2 以下のものは公開しない。

(1) 個人名が特定できるもので本人の承諾がない生徒の写真

(2) 個人に関する情報で本人の承諾がないもの

(3) 本や新聞の記事・写真等で著作権者の承諾がないもの

(4) 他人の誹謗・中傷や差別につながるようなこと

(5) その他(入学、転入時の「個人情報取り扱いに関する同意書」の同意内容に該当しない場合)

3 以下のものは条件付で公開できる。

(1) 個人の名前・写真・作品・実績等教育上効果があると認められた上で、本人の承諾を得たもの

(2) 新聞記事・写真等著作権のあるものは、著作権者に承諾を得たもの

(3) その他(入学、転入時の「個人情報取り扱いに関する同意書」の同意内容に該当している場合)

【作成上の注意】

4 Web ページは本校職員が作成し、コンテンツ(内容)は全教職員が作成できる。

PTA・保護者および他団体等からの掲載依頼については、作成担当者を立てて対応する。

5 コンテンツ作成、変更に関しては、原則として資料提供者(所属・役職)、作成年月日等を明示し、校長決裁を受けることとする。

6 作成 Web ページは、分野毎に作成し、構成するファイル等をアップロードし、管理運営にあたること。

【責任範囲】

7 責任者について

校長は、ほつかいどうスクールネット内にある本校 Web サイトに掲載された情報について、責任を負う。

8 取り扱い責任者について

校長は、適正な Web サイトの管理、運用を図るために、Web サイト管理責任者(教頭)および Web サイト担当(情報教育部)を置くものとする。責任者および担当者は、作成された Web ページが本ガイドラインにそったものであるか検討し、校長の決裁をうけた上で、Web サイト担当者がアップロードする。

【その他】

9 掲載情報に対する指摘への対応

生徒に関する掲載内容について、本人または保護者から訂正や削除の要請をうけた場合、速やかに対応を検討し措置する。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘をうけた場合には、速やかに関係各所で対応を検討し措置する。

10 本ガイドラインの見直し

年度当初にこのガイドラインを全職員で確認することとする。